

建設業法改正に伴う「解体工事の請負」に係る入札参加資格の認定について

1 建設業法改正の概要

建設業の許可に係る業種区分が約 40 年ぶりに見直され、「とび・土工工事業」から「解体工事業」が分離・新設されます（平成 28 年 6 月 1 日施行）。

経過措置として、施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで（期間内に「解体工事業」の許可を申請した場合でその期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまで））は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（ ）。

施行日以降に、新規で「とび・土工工事業」の許可を受けた建設業者は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することはできません。

2 「解体工事の請負」に係る入札参加資格の認定

(1) 認定時期

平成 28 年 10 月 3 日からシステムで「解体工事の請負」に係る入札参加資格の認定申請の受付を行うことができるようになる予定です。

なお、入札参加資格者名簿への登載は、平成 28 年 11 月 1 日からとなります。

これ以前に、「解体工事の請負」に係る入札参加資格の認定申請を希望される方は、県建設業課へご相談ください。

(2) 経過措置

「とび・土工・コンクリート工事の請負」の資格認定を受けた建設業者のうち、改正法の経過措置に該当する建設業者は、経過措置期間中、「解体工事の請負」の資格認定を受けた者とみなします。（入札参加資格者名簿に新たに「解体工事の請負」の資格認定者として登載されるわけではありません。）

(3) 「とび・土工・コンクリート工事の請負」及び「解体工事の請負」の資格認定に使用する経営事項審査の総合評定値

経過措置期間中に申請した経営事項審査結果通知書には改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値が併記されます。

平成 29・30 年度名簿までは「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値（とび・土工・コンクリート・解体（経過措置））

を、平成 31・32 年度名簿以降は改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」「解体工事業」の総合評定値を用います。

なお、「とび・土工・コンクリート工事の請負」「解体工事の請負」に等級区分はありません。

3 解体工事の入札参加時の注意点

経過措置期間中、解体工事の入札に競争参加資格確認申請書を提出する際に、参加資格が無い旨の警告メッセージが表示される場合がありますが、上記 2（2）経過措置に該当する建設業者は参加申請が可能です。メッセージは無視してください。

上記 2（2）経過措置に該当する建設業者は、「とび・土工・コンクリート工事の請負」の資格認定で、解体工事の入札に参加することが可能ですので、「解体工事の請負」の業種追加申請をする必要はありません。

競争参加資格確認申請書

**当該案件の参加資格要件を有していません。
公告等により、参加資格要件をご確認ください。**

下記の調達案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

上記表示がされても競争参加資格確認申請書を提出することは可能です。

お問い合わせ先

神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課

横浜駐在事務所（建設業審査担当）

電話 （045）313-0722